

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この組合は、埼玉県民共済生活協同組合（略称「県民共済」）という。

(事 業)

第 3 条 この組合は、第 1 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活の共済を図る事業
- (2) 組合員および組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (3) 前各号の事業に付帯する事業

(区 域)

第 4 条 この組合の区域は、埼玉県の地域とする。

(事務所の所在地)

第 5 条 この組合は、事務所を埼玉県さいたま市におく。

第 2 章 組合員および出資金

(組合員の資格)

第 6 条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けてこの組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第 7 条 前条第 1 項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第 1 項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第 1 項の申込みをした者は、第 2 項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第 1 項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第 8 条 第 6 条第 2 項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認の申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、すみやかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第 1 項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第 9 条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、またはその氏名もしくは住所を変更したときは、すみやかにその旨をこの組合に届出なければならない。

(自由脱退)

第 10 条 組合員は、事業年度の末日の 90 日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 この組合は、催告したにもかかわらず、組合員が前条に規定する届出を 2 年間行わなかったときは、理事会においてその事実を確認することにより、前項の脱退の予告があったものとみなすことができる。この場合において、理事は、脱退処理の結果について総代会に報告するものとする。

3 前項に規定する脱退の手続に関しては、別に規則で定める。

(法定脱退)

第 11 条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死 亡
- (3) 除 名

(除 名)

第 12 条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1 年間この組合の事業または施設を利用しないとき
- (2) 出資の払込みまたは利用料の支払いを怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき
- (3) この組合の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の 5 日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

(1) 第10条の規定による脱退または第11条第1号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 第11条第2号の事由により脱退した組合員の相続人は、当該脱退した組合員の払込済出資額の払い戻しをこの組合に請求することができる。

3 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、第1項および前項の規定による払戻しを停止することができる。

4 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項および第2項の払戻しを行わない。

(出 資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額およびその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、200円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合が行う生活文化の向上を図る事業資金の充実のため、出資口数の増加に努めなければならない。

(1) 出資口数の増加をしようとする組合員は、この組合の定める出資口数増加申込書に、増加しようとする出資口数に相当する出資金額をそえて、これをこの組合に提出しなければならない。

(2) 組合員は、前号によるほか、第21条(利用分量に応ずる割戻し)に規定する割戻しがあった場合、その割戻金の一部を出資金へ振り替えることにより、出資口数の増加に努めなければならない。ただし、割戻金から出資金への振り替えの施行にあたっては、総代会の議決によるものとし、この場合は、組合員の出資口数増加申込書の提出を省略することができる。

(3) 前号の規定は、第3条第1号の事業における契約者割戻しがあった場合に準用する。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数

を減少することができる。

- 2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条第4項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第 3 章 剰余金処分および欠損金処理

(法定準備金)

第 18 条 この組合は、出資総額に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の5分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。

ただし、この場合において繰越欠損金があるときは、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のでん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

- 2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のでん補に充てる場合を除き、とりくずすことができない。

(教育事業等繰越金)

第 19 条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第2号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(危険準備積立金)

第 19 条の 2 削除

(剰余金の割戻し)

第 20 条 この組合は、毎事業年度の剰余金について、欠損金をしてん補し、第18条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額および第19条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を組合員の組合事業の利用分量または払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第 21 条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、各事業年度における組合員の組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。

- 2 この組合は、組合事業を利用する組合員に対して、組合事業の利用のつど、利用した事業の種類別の別および分量を証する領収書等を交付するものとする。
- 3 この組合は、組合員が利用した組合事業の種類別ごとの利用分量の総額が、この組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用

分量割戻しを行わない。

- 4 この組合は、利用分量割戻しを行うことおよび利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、すみやかに利用分量割戻しを行う事業の種類、利用分量割戻金の利用分量に対する割合および利用分量割戻金の請求方法を組合員に通知し、かつ、公告するものとする。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 6 組合員は、第4項の通知に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに第2項の規定により交付を受けた領収書等を提出してこれをしなければならない。
- 7 この組合は、前項の請求があったときは、第5項の規定による利用分量割戻金の積み立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金をとりくずして、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書等によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 8 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第6項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払いを行うことができる。
- 9 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第7項に定める期間内に支払いを行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 10 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第7項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

- 第22条** 払いこんだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
- 2 出資配当金の額は、払込済出資額につき、年1割以内の額とする。
 - 3 この組合は、出資配当を行うことおよび出資配当金の額について総代会の議決が行われたときは、すみやかに出資配当金の払込済出資額に対する割合および出資配当金の請求方法を組合員に通知し、かつ、公告するものとする。
 - 4 組合員は、前項の通知に基づき、出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについて議決が行われた総代会終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
 - 5 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
 - 6 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第4項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払いを行うことができる。

7 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払いを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払いを行えなかったときは、第3項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第23条 第21条および第22条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他剰余金の処分)

第24条 この組合は、毎事業年度の剰余金について、第20条の規定により組合員への割戻しを行った後になお、残余があるときは、その残余を任意に積み立て、または翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第25条 この組合は、欠損が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた任意積立金、法定準備金の順にとりくずして、そのてん補に充てるものとする。

第4章 役員

(役員)

第26条 この組合に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17人以上22人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

(役員を選任)

第27条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選任することができる。

3 監事のうち1人は、組合員または組合の使用人以外の者であって、その就任の前5年間組合の理事もしくは使用人またはその子会社の取締役、会計参与、執行役もしくは使用人でなかったものとする。また、監事の互選をもって常勤の監事を定めることとする。

4 理事は、監事を選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の補充)

第28条 理事または監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第29条 役員任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再

選を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。
- 4 役員が任期の満了または辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員の新職禁止)

第30条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) 組合の理事または使用人
- (2) 組合の子会社等（子会社、子法人等および関連法人等）の取締役または使用人

(役員の新職)

第31条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款および規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の新組に対する損害賠償責任)

第32条 役員は、その職務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の職務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 3 第1項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。
- 5 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 責任の原因となった事実および賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度およびその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由および免除額
- 6 理事は、第1項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 7 第4項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金、退職手当（当該役員が組合の職員を兼ねている場合において、役員としての職務執行の対価である部分に限る。）またはこれらと同等の性質を有する財産上の利益を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。

(役員の新組に対する損害賠償責任)

第33条 役員がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いと

する。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失処理案（以下「決算関係書類」という。）および事業報告書並びにこれらの附属明細書に記載し、または記録すべき重要な事項についての虚偽の記載または記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、または記録すべき重要な事項についての虚偽の記載または記録

(役員の変責責任)

第34条 役員が組合または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第35条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己または第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己または第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の変任)

第36条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員の変任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、変任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までに、その役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないときまたは理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

(役員の変酬)

第37条 理事および監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合にお

いて、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

- 2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
- 3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第38条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

- 2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、専務理事、常務理事および特定職務担当理事)

第39条 理事は、理事長1人、専務理事1人以上2人以内並びに必要なときは常務理事および特定職務担当理事若干名を理事会において互選する。

- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長および専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、その職務を代行する。
- 5 特定職務担当理事は、特定の職務を担当する理事として専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長、専務理事および常務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事長、専務理事、常務理事および特定職務担当理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、その職務を代行する。

(理事会)

第40条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

- 2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督し、並びに代表理事の選定および解職を行う。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事は、必要があると認めるときはいつでも、理事長に対し、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3箇月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第41条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事および監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期

間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第42条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産および業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会および総代会の招集並びに総会および総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産および業務の執行のための手続その他この組合の財産および業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更および廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第43条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第44条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事および監事は、これに署名し、または記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事および監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第45条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規約
 - (3) 理事会の議事録
 - (4) 総代会の議事録
 - (5) 決算関係書類および事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）
- 2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 3 この組合は、組合員または組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可

を得た組合の債権者) から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧または謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務および権限)

第46条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業に関する報告を求め、またはこの組合の業務および財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社等に対して事業の報告を求め、またはその子会社等の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社等は、正当な理由があるときは、同項の報告または調査を拒むことができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 8 第40条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 9 監事は、総代会において、監事の選任もしくは解任または辞任について意見を述べるることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができる。
- 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時および場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更および廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第47条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第48条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第49条 第38条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

- (1) この組合が、理事または理事であった者（以下この条において「理事等」という。）に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合
- (2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知および異議の催告を受ける場合

（組合員による理事の不正行為等の差止め）

第50条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（組合員の調査請求）

第51条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務および財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

（顧問および相談役）

第52条 この組合は、理事会の議決によって学識経験のある者を顧問とすることができる。

2 この組合は、理事会の議決によって永年この組合の発展に寄与した者を相談役とすることができる。

3 顧問は、理事長の諮問にこたえ、または理事会に出席して意見を述べることができる。

4 相談役は、この組合の業務について、その意見を述べることができる。

（職員）

第53条 この組合の職員は、代表理事が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 総代会および総会

（総代会の設置）

第54条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第55条 総代の定数は、100人以上200人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第56条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第57条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第58条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第59条 総代の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(通常総代会の招集)

第60条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に、招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第61条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て、招集できる。

ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第62条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長およびその職務を代行する理事がいないとき、または前条の請求あった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第63条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時および場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事

会の承認を受けた決算関係書類および事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（総代会提出議案・書類の調査）

第64条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

（総代会の会日の延期または続行の決議）

第65条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期しまたは続行することができる。この場合においては、第63条の規定は適用しない。

（総代会の議決事項）

第66条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 規約の設定、変更および廃止
 - (3) 解散および合併
 - (4) 毎事業年度の予算および事業計画の設定および変更
 - (5) 出資1口の金額の減少
 - (6) 決算関係書類および事業報告書。ただし、決算関係書類（剰余金処分案および損失処理案を除く）について、法令で定める要件に該当する場合は、総代会の議決を経ることを要せず、報告することで足りるものとする。
 - (7) 連合会および他の団体への加入または脱退
- 2** この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入または脱退であって、多額の出資もしくは加入金または会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3** 総代会においては、第63条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により、総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。
- 4** 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総代会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総代会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法は第91条および第92条による。
- (1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理
 - (2) 共済掛金および責任準備金の額の算出方法に関する事項の設定および変更

（総代会の成立要件）

第67条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができ

ない。

- 2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第68条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明するために調査をすることが必要である場合。
ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合または当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明することにより組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権および選挙権)

第69条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権および選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第70条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちからそのつど選任する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第71条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡および共済契約の全部の移転
- (5) 第32条第4項の規定による役員の実任の免除

(議決権および選挙権の書面または代理人による行使)

第72条 総代は第63条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面または代理人をもって議決権および選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権または選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権または選挙権を行う者は、第63条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否または選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第77条または第27条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第73条 組合員は総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として、総代会に出席する場合を除き、議決権および選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第74条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事および議長がこれに署名または記名押印するものとする。

(解散または合併の議決)

第75条 総代会において組合の解散または合併の議決のあったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会の規定の準用)

第76条 第62条から第65条、第68条から第70条および第72条から第74条の規定は総会について準用する。

(総会および総代会の運営規約)

第77条 この定款に定めるもののほか、総会および総代会の運営に関し必要な事項は、総会および総代会運営規約で定める。

第 6 章 事 業 の 執 行

(事業年度)

第 7 8 条 この組合の事業年度は、毎年 8 月 1 日から始まり、翌年 7 月 31 日までとする。

(事業の利用)

第 7 9 条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については組合員とみなす。ただし、第 3 条第 1 号の事業については、この限りではない。

(事業の種類等)

第 8 0 条 第 3 条第 1 号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者の死亡および重度障害並びに特約に基づき不慮の事故による死亡、重度障害、障害、入院、通院および手術並びに疾病による重度障害、入院および手術を共済事故として、共済金を支払うことを約する生命共済事業
- (2) 共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者の交通事故による死亡、重度障害、障害および療養を共済事故として、共済金を支払うことを約する交通災害保障共済事業
- (3) 全国生活協同組合連合会の実施する共済事業の業務の受託

(共済掛金および共済金)

第 8 1 条 前条第 1 項第 1 号および第 2 号の事業（以下「共済事業」という。）に係る共済契約 1 口当たりの共済掛金および共済金の額は、それぞれ「共済事業規約」で定めるものとする。

2 共済事業に係る共済掛金および共済金の額の最高限度は次のとおりとする。

〈 省 略 〉

(共済事業規約)

第 8 2 条 この組合は、共済事業について、その種類ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金および責任準備金の額の算出方法に関して法令で定める事項を、共済事業規約で定めるものとする。

(財務処理)

第 8 3 条 この組合は、法令およびこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類およびその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第 8 4 条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(共済事業の区分経理)

第 8 5 条 この組合は、共済事業と共済事業以外の事業とを区分して経理し、かつ、共済事業については、その事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(他の経理への資金運用等の禁止)

第86条 この組合は、厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、共済事業に係る経理から共済事業以外の事業に係る経理へ資金を運用し、または共済事業に係る経理に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る経理に属する資金を調達しないものとする。

(資産運用の原則)

第86条の2 この組合は、資産を運用するに当たっては、事業の目的および資金の性質に応じ、安全かつ効率的に行わなければならない。

(資産運用体制)

第86条の3 この組合は、共済事業に係るものとして区分された経理に属する資産（以下「共済事業に属する資産」という。）を運用する場合には、資産運用に関する規程の作成並びに資産運用体制および資産運用に係るリスクを管理する体制の整備に努めるものとする。

(資産運用の基準)

第87条 この組合は、共済事業に属する資産を次に掲げる方法で運用するものとする。

- (1) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、労働金庫または農業協同組合、中小企業等協同組合もしくは水産業協同組合またはこれらの連合会で業として預金または貯金の受入れをすることができるものへの預金または貯金
- (2) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券もしくは金融債または日本銀行出資証券の取得
- (3) 貸付信託の受益証券の取得
- (4) 金銭債権の取得
- (5) 外国の中央政府、外国の地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人もしくは外国の銀行その他の金融機関が発行し、または債務を保証する債券の取得
- (6) 証券投資信託の受益証券の取得
- (7) 担保付社債またはその発行する株式が証券取引所（外国の証券取引所を含む。次号において同じ。）に上場されている株式会社が発行する社債の取得
- (8) その発行する株式が証券取引所に上場されている株式会社が発行する株式の取得
- (9) 信託業務を営む金融機関または信託会社への金銭の信託（ただし、運用方法を特定する金銭の信託（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者との投資一任契約によるものを除く。）については、前各号に掲げる方法で運用されるものに限る。）
- (10) 信託業務を営む金融機関または信託会社への第2号、第3号および第5号から第8号までに規定する有価証券の信託
- (11) 組合員を被保険者とする生命保険契約の締結
- (12) 消費生活協同組合または消費生活協同組合連合会への貸付けであって、当該貸付金

の用途が借り入れる消費生活協同組合または消費生活協同組合連合会の事業目的の範囲内であるもの（ただし、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によって保証されることとなっている貸付けまたは当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によって補償されることとなっている貸付けに限る。）

- 2 次の各号に掲げる資産の合計額は、この組合の共済事業に属する資産の総額に対し、第1号に掲げる資産にあつては同号に定める割合を乗じて得た額以上、第2号から第5号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合を乗じて得た額以下であることとする。
 - (1) 前項第1号から第4号（元本が保証されているものに限る。）までに掲げる方法、同項第7号のうち担保付社債の取得による方法および同項第11号に掲げる方法で運用する資産 100分の70
 - (2) 前項第6号に掲げる方法（公社債投資信託の受益証券の取得を除く。）および同項第8号に掲げる方法で運用する資産 100分の20
 - (3) 前項第12号に掲げる方法で運用する資産 100分の10
 - (4) 前項各号に掲げる方法で運用する資産のうち外貨建てのもの 100分の20
 - (5) 同一の債務者に対する金銭債権および同一の会社等が発行する有価証券の取得により運用する資産 100分の10
- 3 この組合は、金銭の信託または有価証券の信託を行う場合においても前項の規定に従わなければならないものとする。
- 4 この組合は、共済事業に属する資産を第三者のために担保に供しないものとする。
- 5 この組合は、特別の理由がある場合には、厚生労働大臣の承認を得て第1項に掲げる方法以外の方法および第2項に定める割合以外の割合で資産を運用することができる。

（投機取引等の禁止）

第88条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用および投機取引を行ってはならない。

第 7 章 解 散

（解 散）

第89条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
 - (2) 合併
 - (3) 破産手続開始の決定
 - (4) 行政庁の解散命令
- 2 この組合は、前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く。）が50人未満になったときは、解散する。
 - 3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第90条 この組合が解散（合併または破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分について総代会において、別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第 8 章 雑 則

(公告の方法)

第91条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示して行い、かつ、必要があるときは、埼玉新聞に掲載して行う。

(組合の組合員に対する通知および催告)

第92条 この組合が、組合員に対してする通知および催告は、組合員名簿に記載し、または記録したその者の住所に、その者が別に通知または催告を受ける場所または連絡先をこの組合に通知したときは、その場所または連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知および催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第93条 この定款および規約に定めるもののほか、この組合の財産および業務の執行のための手続き、その他、この組合の財産および業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

(平成26年10月28日現在)